○農林水産省告示第百三十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年一月十九日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　佐賀県武雄市武雄町大字武雄字稗ノ浦六三〇三、六四二四の一、字北ノ浦六九六〇、六九六二

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を佐賀県庁及び武雄市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百四十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年一月十九日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　佐賀県神埼市脊振町服巻字小永江一七五三の三三

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を佐賀県庁及び神埼市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百四十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年一月十九日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　佐賀県唐津市相知町田頭字長平一三五四の一、字山口一五六四の二、一五六七の一、一五六七の二、一五七三の三

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を佐賀県庁及び唐津市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百四十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年一月十九日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　佐賀県唐津市七山池原字浦田甲九九の一、甲一一三、甲一一七、字ユスノキ甲一六二の六、甲一六二の二二、甲一六五、甲一八〇の四、字高野甲六二五の一八、字下嶽甲三〇七二の一八、字山中甲三一二五の四、甲三一二五の一二、甲三一二五の一八、甲三一三四の二、甲三一三四の三六、甲三一三四の四〇

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を佐賀県庁及び唐津市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百四十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年一月十九日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　(一)　保安林の所在場所　静岡県浜松市天竜区春野町豊岡字日影山七七

(二)　指定の目的　水源のかん養

(三)　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

二　(一)　保安林の所在場所　静岡県島田市笹間下字不動日蔭一八六一から一八六三まで、浜松市天竜区西藤平字落合一八六の二・一八六の一五六（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

(二)　指定の目的　土砂の流出の防備

(三)　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を静岡県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百四十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年一月十九日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　静岡県静岡市葵区水見色字宮下二〇四〇の八の一、二〇四〇の九の一、字椎山二〇四二の二、二〇四二の六の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字宮下二〇四〇の八の一・二〇四〇の九の一・字椎山二〇四二の二・二〇四二の六の一（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を静岡県庁及び静岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百四十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年一月十九日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　静岡県御前崎市下朝比奈字余ケ谷一六〇九の三、一六〇九の四、一六一〇の一、一六一三の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字余ケ谷一六〇九の四・一六一〇の一・一六一三の一（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を静岡県庁及び御前崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）